消費税率等の引上げに伴う水道料金のご請求金額変更について

- ●消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。(水道料金単価を引き上げるものではありません。)
- ●これに伴い、水道料金につきましても、令和元年10月1日使用分から新税率10%でご請求させていただきます。
- ●ただし、令和元年9月30日以前から継続して使用され、10月1日から10月31日までの間に水道料金が確定するもの(10月検針分)については、経過措置として改正前の税率が適用されます。

長幌上水道企業団給水料金表

※料金表は消費税等を含んでいません。

用途区分	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金
	水量	金額	1 ㎡につき
一般用	8㎡まで	1,440円	192円
営業用	12㎡まで	2,400円	220円
団体用	16㎡まで	3,072円	192円
浴場用	80㎡まで	9,600円	134円
臨時用	1㎡まで	384円	
会館用	年額	3,840円	192円
閉栓中	1カ月	200円	

※ただし、基本水量は40㎡までとする。

≪使用料金の計算例≫

一般用使用水量10㎡の場合

基本料金(8 ㎡) : 1,440円

+ 超過料金(2 m³) : 384円 (192円 × 2m³)

1,824円 (税抜)

請求金額

1,824円(税抜) + 182円(消費税10%分) = 2,006円(税込)